

神奈川県弁護士会 廃業支援に関する相談弁護士紹介制度

廃業とは？

廃業とは、会社や個人の事業を辞めることをいいます。

廃業にあたっては、登記や廃業届等の行政上の手続に加えて、事業の資産の処分や債務の整理をする必要があります。

次のスタートを切るための第一歩！

本法律相談では、そもそも廃業をする必要があるのかが分からず、廃業の方法を知りたい、廃業の手続を自ら行うのは難しい…………

といった、経営者の皆様のお悩みを弁護士がサポートします。

経営者の高齢化や後継者の不在、競争激化・市場縮小等の社会環境の急速な変化などを原因として、事業経営の先行きに不安を持っている方が増加しています。

しかし、会社や個人事業の廃業を検討していても、誰に相談したらよいものか、一人で不安に感じいらっしゃる方も多いのではないでしょうか？

弁護士に相談することで、廃業にあたっての課題を見つけ、課題に適した解決策の提案を受けることができます。

廃業についてお悩みの方は、是非一度相談してみてください。

弁護士にどのような相談ができるの？

破産

金融機関や取引先などに対する債務を返済できず、廃業したいと思っているが、どのような手続きをとる必要があるのだろうか。

事業承継

後継者（子、従業員など）に事業を受け継がせたいが、どのような手続をとる必要があるのだろうか。

経営者の債務整理

廃業にあたって、経営者個人が負っている債務については、どのように対処すればよいのだろうか。
債権者と支払方法などについて話し合いたい。

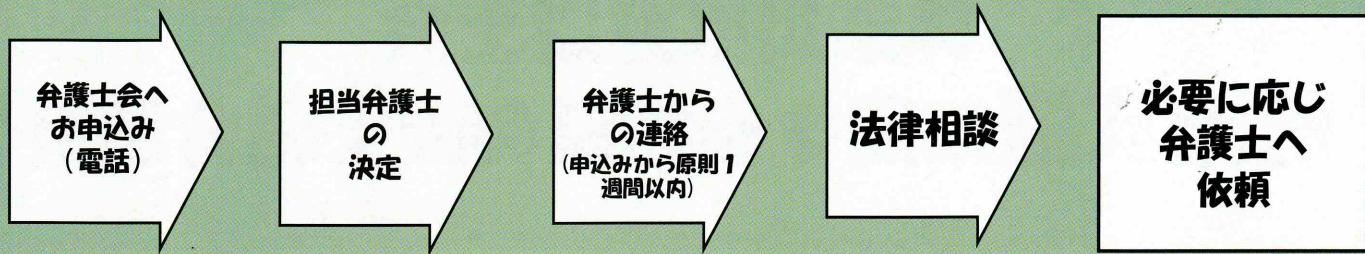
お申込み・お問い合わせ先



神奈川県弁護士会 関内（本部）法律相談センター ☎ 045-211-7700
(受付 月～金 午前9時30分～午後4時30分)

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館1階

法律相談までの流れ



廃業支援に関する法律相談の事業要綱

相談対象	破産、清算手続、債務整理、事業承継など、廃業にあたり必要となる法律上の問題
内容及び条件	法律問題に関する相談であること
紹介弁護士	弁護士会が相談を担当する弁護士1名をご紹介いたします。 原則として、申し込みから1週間以内に担当弁護士から連絡が入ります。 具体的な相談日はその際ご調整ください。 ※申込内容や申込状況により1週間以内のご連絡ができない場合もございます。
相談時間	30分（相談時間の延長や継続相談は担当弁護士とご相談ください。）
相談料	初回30分以内無料（担当弁護士の所属する法律事務所等での相談） ※出張を希望する場合には、相談料とは別に出張日当として5,000円（税込）をいただきます。 ※出張日当は、相談時に担当弁護士に直接お支払いください。
相談場所	原則として担当弁護士の所属する法律事務所で実施いたします。 ただし、担当弁護士の所属する法律事務所へ来所することが難しい場合は、弁護士会が相当であると認めた場合には、出張相談も可能です。
紹介できない場合	<ul style="list-style-type: none">●反社会的な個人からの申込みの場合（暴力団関係者など）●違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている個人からの申込みの場合（悪徳商法など）●風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている個人からの申込みの場合●申込者が過去に禁錮以上の刑の言い渡しを受け、その効力が消滅していない場合●その他神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、派遣相談によるリーガルサービスの浸透を推進しようとの本制度の趣旨・目的に反し弁護士を派遣することが不相当と判断した場合
申込方法	お申込：神奈川県弁護士会閑内（本部）法律相談センター 電話：045-211-7700 受付時間：平日 午前9時30分～午後4時30分 ※受付の際、廃業支援の相談申込である旨、お伝えください。 ※なお、適任者がいない場合にはご紹介できない場合があります。